

令和8年度（2026年度） 熊本県立盲学校高等部 本科普通科 重複障がい学級 入学者募集要項

1 出願資格

入学を志願することができる者は、原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す視覚障がいがあり、その障がいを含め2つ以上の障がいのある者で、中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校中学部を令和8年（2026年）3月に卒業見込みの者（卒業した者）、中等教育学校前期課程を令和8年（2026年）3月に修了見込みの者（修了した者）、又は学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、以下の条件を満たしている者とする。

①保護者・本人ともに本県に住所を有する者

②盲学校（以下、本校）の「出願に係る個別の教育相談」を本年度に受けている者

※1 学校教育法施行令第22条の3に示す視覚障がいとは、以下のものをいう。

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

※2 健康上の理由等の特別な事情により、本人等が来校して「出願に係る個別の教育相談」を受けることが困難な場合は、本校に相談すること。

2 募集定員

2人

3 通学区域

通学区域は、熊本県立特別支援学校の通学区域に関する規則に定めるところにより、熊本県下全域とする。

4 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための検査等の結果を資料として、本校高等部本科普通科重複障がい学級の教育に対する適性について判定し、本校校長が行う。
- (2) 入学願、調査書、眼科診断書等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

5 出願期間

出願期間は、令和8年（2026年）2月12日（木）から令和8年（2026年）2月17日（火）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜、日曜日を除く。

なお、郵送による出願は認めない。

6 出願書類

- (1) 入学願（様式1）
- (2) 受検票（様式2）、写真票（様式3）
- (3) 専門医による眼科診断書（様式14：開封無効）
- (4) 調査書（令和8年度（2026年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項の様式6に準じて作成する）
- (5) 本科普通科重複障がい学級調査票（様式15）、個別検査申告書（様式16）
※（4）、（5）については、下記のとおりとする。
 - ア 各出身学校長が作成し厳封したもの。
 - イ 令和8年（2026年）3月以前に中学校等（義務教育学校、特別支援学校中学部、中等教育学校の前期課程を含む。以下、同じ。）を卒業（中等教育学校の前期課程の場合は修了。以下同じ。）した者については、出願する者が卒業した年度に本校校長が定めた調査書の様式に従って作成すること。
 - ウ 令和2年（2020年）3月以前に中学校等を卒業した者については、調査書の提出を要しない。
- (6) 眼科診断書ほか、本人の健康に関することで、より精密な検査が必要と認める場合には、公的医療機関の専門医による検査を求めることがある。

7 出願手続等

- (1) 出願書類は原則として保護者同伴で、直接本校へ持参し提出すること（視機能及び検査用文字等の最終確認を行う）。
- (2) 入学者選抜手数料は無料とする。
- (3) 本校受検者には、他の公立高等学校及び特別支援学校高等部との併願は認めない。
- (4) 出願取消し（出願を取り消した後、どの特別支援学校へも出願しない場合をいう。）の場合は、令和8年（2026年）2月18日（水）午前9時から令和8年（2026年）3月3日（月）の午後4時までとし、本人、保護者及び出身学校の校長連署の上、文書で本校校長に届け出なければならない。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。

8 県外からの出願

- (1) 県外から出願する者は、入学式当日までに保護者とともに確実に県内に転居することとし、令和8年（2026年）1月13日（火）までに熊本県教育委員会に様式に熊本県立特別支援学校高等部等入学志願許可願（様式13）を提出し、許可を得なければならない。許可後、出願の手続をすること。
なお、県外から出願する者においても、本校の「出願に係る個別の教育相談」を受けることとするが、来校が困難な場合は、本校に相談すること。

(2) 保護者の転勤等やむを得ない事情によって、5に示す期間に出願できなかった場合には、特例として令和8年（2026年）2月24日（火）午前9時から令和8年（2026年）2月27日（金）午後4時まで受け付ける。

なお、この場合、速やかに（1）に記載する熊本県立特別支援学校高等部等入学志願許可願及びやむを得ない事情のため5に示す期間内に出願できなかつたことを証明する書類を、居住する都道府県の教育委員会を経て、熊本県教育委員会へ提出すること。

(3) 出願手続等は、6に示した必要書類のほかに、「県外からの県立特別支援学校高等部等入学志願についての証明書」（様式4）を本校校長に提出すること。ただし、様式4に準じたものであれば各県等で定めたものを使用してもよい。

9 出願変更

(1) 出願した学校を変更したい者は、1回に限り変更することができる。

(2) 変更期間は、令和8年（2026年）2月18日（水）から令和8年（2026年）2月20日（金）までとし、この期間に（3）の出願変更の手続をすべて完了するものとする。受付時間は、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。

なお、郵送による出願変更は受け付けない。

(3) 出願変更の手続は、次のとおりとする。

ア 出願変更したい者は、出身学校の校長を経て、本校校長に、「出願変更願（甲）」（様式5又は様式5の2）、「出願変更願（乙）」（様式6又は様式6の2）と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」と先に提出した入学願、写真票、専門医による眼科診断書、本科普通科重複障がい学級調査票、調査書を受け取る。（「出願変更願（甲）」及び受検票は、本校で保存する。）

イ 受け取った「出願変更願（乙）」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票、調査書の他、出願変更先の特別支援学校長が求める書類を添付し、出身学校の校長を経て、出願変更先の特別支援学校長に提出し、受検票の交付を受ける。

ウ 調査書の他、出願変更先の特別支援学校長が求める書類については、出身学校の校長は、出願変更先の特別支援学校に問い合わせ、新たに作成する必要がある場合には、令和8年（2026年）2月24日（火）午前9時から令和8年（2026年）2月26日（木）午後4時までに提出しても差し支えない。

10 検査

(1) 期日 令和8年(2026年)3月4日(水)

(2) 検査場 熊本県立盲学校

(3) 検査内容

学習成果発表

※提出された個別検査申告書をもとに検査を実施する。これまでの学習によって学んだことを参考にする。

※検査当日、引率教職員(原則1名)が教材・教具の持参や発表の支援を行うことができる。

(4) 日程

集合時刻 午前9時30分 (本校会議室)

検査項目	開始時刻	検査時間(分)
個別検査	10:00	1人当たり 10分程度

※「学習成果発表」の準備等、必要な場合は、学習成果発表の時間とは別に準備・片付け(各5分程度)設定する。

(5) 受検者の携帯品

受検者は、当日必ず受検票を持参すること。また、申請した学習成果発表に使用する教材、支援機器を持参すること。ただし、移動通信機器(携帯電話等)、ウェアラブル端末(スマートウォッチ等)等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは認めない。

(6) その他

出願の手続をした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身学校の校長によって証明された者については、本校校長は、この検査等に代わる適切な措置を講じるものとする。

11 特別な配慮をする受検者への配慮事項

(1) 配慮の内容

特別な配慮とは、在籍する中学校等で日常的に障がいに応じて適切に実施されているもののうち、本校高等部が教育の対象としている視覚障がいに対して行う通常の配慮以外のものとする。

(2) 手続の方法等

ア 出身学校の校長は、障がい等により本校が実施する方法では受検をすることが困難と認められる者が出願する場合には、速やかに本校校長へ口頭及び文書で説明すること。

イ 本校校長は、出身学校の校長から連絡があった者のうち、予め定めた方法では受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

1.2 海外帰国生徒等の取扱い

(1) 出身学校の校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で特別の配慮が必要と認められる者が志願する場合には、速やかに本校校長へ口頭及び文書で説明すること。

(2) 本校校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で特別の配慮が必要と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査時間の延長など、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

1.3 合格者の発表

(1) 発表の日は、令和8年（2026年）3月12日（木）午前11時以降に本校ホームページにおいて、受検番号で発表する。

※ 本校ホームページ URL <https://sh.higo.ed.jp/kumamo/>

※ 発表当日のインターネット回線状況によっては、アクセスに時間を要する場合がある。

(2) 本人、保護者等宛に選抜結果通知書（様式17）を後日通知する。電話による問い合わせは、控えること。



1.4 二次募集

(1) 合格者数が募集定員に満たない場合は、二次募集を実施する。

(2) 二次募集に出願できる者は、本校の「出願資格」に該当する者で、令和8年度（2026年度）熊本県公立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査、熊本県立ひのくに高等支援学校及び熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校専門学科入学者選抜検査、及びに熊本県公立特別支援学校高等部入学者選抜検査（以下、「本検査」という。）のいずれかを受検した者で、出願時において、いずれの学校にも合格していない者とする。ただし、本検査で受検した本校の同一学科・学級に出願することはできない。また、本校の「出願資格」に該当する者とするが二次募集への出願時までに、本校の「出願時に係る個別の教育相談」を受けることができない者は、本校の出願のための来校の際に、「出願に係る個別の教育相談」を併せて実施することとする。

(3) 募集人員は、募集定員から合格者を減じた人数とする。

(4) 出願期間は、令和8年（2026年）3月13日（金）から令和8年（2026年）3月17日（火）までの間とし、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

出願書類は原則として保護者同伴で、直接本校へ持参し提出すること（持参に

より、視機能等の最終確認を行うため)。

(5) 出願手続

ア 二次募集の志願者は、入学願(二次募集)(様式7)、眼科診断書(様式14)、関係書類送付用封筒(460円分【110円(定形郵便25g以下)+350円(簡易書留)=460円】の切手を貼り、自分の住所とあて名を書いたもの)及び本校校長が必要とする書類を、出身学校の校長を経て、本校校長に提出(出願期間内に必着すること。)し、二次募集受付票(様式9)を受領する。

なお、入学願の保護者の「氏名」及び「生活の根拠」の欄については、事情がある場合は記入を要しないものとするが、その場合は、出身学校の校長は、出願時に本校校長に口頭及び文書で説明すること。

イ 出身学校の校長は、当該志願者が本検査を受検した公立学校の校長に、検査成績証明書等送付願(二次募集)(様式11)を提出する(出願期間内に必着すること)。

(6) 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、高等部本科普通科重複障がい学級の教育に対する適性等について判定し、本校校長が行う。

なお、入学願、調査書、眼科診断書等に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消すことがある。

(7) 選抜結果については、令和8年(2026年)3月19日(木)に出願者の出身学校の校長に通知(様式20)するとともに、出身学校の校長をとおして本人に通知(様式18)し、かつ電話連絡を行う。

15 二次募集の追加

(1) 二次募集の実施後もなお、合格者数が募集定員に満たない場合は、二次募集の追加を実施する。

(2) 二次募集の追加に出願できる者は、本校の「出願資格」に該当する者で、令和8年度(2026年度)熊本県立ひのくに高等支援学校及び熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校専門学科以外の熊本県公立特別支援学校高等部の二次募集を受検した者で、いずれの学校にも合格していない者とする。また、本校の「出願資格」に該当する者とするが二次募集の追加への出願時までに、本校の「出願に係る個別の教育相談」を受けることができない者は、本校の出願のための来校の際に、「出願に係る個別の教育相談」を併せて実施することとする。

なお、二次募集の追加の出願以前に受検した本校の同一学科・学級に出願することはできない。

(3) 募集人員は、募集定員から二次募集を含む合格者を減じた人数とする。

(4) 出願期間は、令和8年(2026年)3月23日(月)、3月24日(火)とし、23日(月)は午前9時から午後4時まで、24日(火)は午前9時から正午までとする。

(5) 出願手続

ア 二次募集追加の志願者は、入学願（二次募集の追加）（様式8）、眼科診断書（様式14）、関係書類送付用封筒（460円分【110円（定形郵便25g以下）+350円（簡易書留）=460円】の切手を貼り、自分の住所とあて名を書いたもの）及び本校校長が必要とする書類を、本人及び保護者が直接来校して本校校長に提出し、二次募集の追加受付票（様式10）を受領する。

イ 出願時に面談等を実施する。

ウ 出身学校の校長は、当該志願者が二次募集で受検した特別支援学校長に、検査成績証明書等送付願（二次募集の追加）（様式12）をファクシミリで送信する（出願期間内に必着すること）。

（6）入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、高等部本科普通科重複障がい学級の教育に対する適性等について判定し、本校校長が行う。
なお、入学願、調査書、眼科診断書等に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消すことがある。

（7）選抜結果については、令和8年（2026年）3月25日（水）に出願者の出身学校の校長へ通知（様式21）するとともに、出身学校の校長をとおして本人に通知（様式19）し、かつ電話連絡を行う。

16 合格者説明会

（1）日 時 令和8年（2026年）3月19日（木）

※ 二次募集、及び二次募集の追加の合格者説明会は、3月26日（木）に行う。

午後2時～午後3時

（2）場 所 本校共同教室棟

（3）参加者 合格者（保護者等同伴）

17 その他

この要項に記載がないことがらについては、「令和8年度（2026年度）熊本県立特別支援学校入学者選抜要項」に準じて実施する。

問い合わせ先
熊本県立盲学校
教頭 廣野 勇介
〒862-0901 熊本市東区東町3-14-1
TEL 096-368-3147 FAX 096-368-3148